木　職　第　　号
令和８年１０月　日

木更津市特別職報酬等審議会会長　様

木更津市長　渡　辺　　芳　邦

木更津市特別職の報酬等の額について（諮問）

木更津市特別職報酬等審議会条例第３条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

１　市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、現行の額が適正であるか

２　改定が必要な場合は改定後の額及び改定の実施時期について

（現行の額）

職　名	給料（報酬）月額
市　　長	９６０，０００円
副 市 長	８２０，０００円
教 育 長	７５０，０００円
議　　長	５３０，０００円
副 議 長	４７０，０００円
議　　員	４５０，０００円

３　付帯事項

特別職の報酬等の見直しを定期的に行うにあたり、貴審議会への諮問を行う適切な時期及び頻度について意見を求めます。

（参考）資料の補足説明について

書面会議となりましたので、「令和８年度木更津市特別職報酬等審議会 資料」に添って補足説明をさせていただきます。

資料目次をご覧ください。

まず、資料の概要についてご説明いたします。
今回の資料は、「資料その１」と「資料その２」の２つに大きく分かれております。
「資料その１」では、本市の条例や給与制度の基本事項、過去の改定経緯、財政指標や物価の動向、そして報酬等増減による影響比較表などを整理しております。
「資料その２」では、全国の類似団体や千葉県内他団体の給与・報酬額、財政状況などの比較データを整理しております。

まず「資料その１」に基づき制度や本市の現状をご説明させていただき、続いて「資料その２」に基づき他団体との比較についてご説明をさせていただきます。

【資料その１の説明】

それでは、資料その１の１ページをご覧ください。

木更津市特別職報酬等審議会条例の条文となります。

第３条の所掌事項をご覧ください。

「市長は、市議会議員の議員報酬の額 又は 市長、副市長若しくは教育長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬 又は 給料の額について、審議会の意見を聴くもの」とされております。

審議会への諮問につきましては、本来、市議会議員の報酬額や、市長、副市長、教育長の給料額について、引き上げや引き下げを行おうとする場合にあらかじめ変更案について意見を聴くものとなっております。

市といたしましては、現在の額は概ね適正と判断しており、引き上げや引き下げを行う条例案の提出は現在予定していないところでございますが、前回開催から４年が経ち、状況にも変化がありましたので、現在の額が適正な水準にあるか一度審議会でご意見を伺うべく、今回諮問をさせていただいたものでございます。

続きまして、資料の２ページをご覧ください。
「特別職・一般職の区分」でございます。

特別職の給与改定の考え方としては、「他市の状況」、「一般職給料の改定状況」、「物価推移」などを総合的に勘案し、特別職報酬等審議会の意見を聴いて改定を実施するものとされています。

一方、右側の一般職につきましては、民間の給与水準に一致させるため、人事院や千葉県人事委員会の給与勧告に基づき毎年改定を行っております。

なお、注記にございますとおり、災害や財政情勢等に伴う特別職給与の時限的な減額（特例カット）については、本審議会を経ずに議会で特例条例案を審議・議決のうえ実施することとなっております。

続きまして、資料の３ページをご覧ください。

「市長・副市長・教育長及び市議会議員の月例給・特別給」でございます。

市長・副市長・教育長につきましては、月例給として給料と地域手当が支給されております。地域手当の支給割合は一般職員の例により４％となっております。

特別給（いわゆるボーナス）といたしましては、６月と１２月に期末手当が支給され、令和７年度実績では年間４．６５月分となっております。

下段に市長の計算例がございますが、給料月額９６万円に地域手当を加算した月収は９９万８，４００円、年収ベースでは１，７０８万７，６１６円となります。

右側の市議会議員につきましては、月例給は議員報酬のみとなり、特別給として年間４．６５月分の期末手当が支給されます。

議長の計算例では、報酬月額５３万円に対し、年収ベースで９０７万９５０円となります。その他、活動経費として政務活動費が支給されております。

続きまして、資料の４ページをご覧ください。

常勤の特別職である市長、副市長、教育長に対する「退職手当」についてでございます。

退職手当は任期ごとに支給され、市議会議員には支給がございません。参考欄にございますとおり、任期ごとの支給額は市長が１，６１２万８，０００円、副市長が９８４万円、教育長が５４０万円となっております。

資料の５ページおよび６ページにつきましては、特別職の給与等に関する根拠法令、通知、条例等を参考掲載したものでございます。

続きまして、資料の７ページをご覧ください。

「特別職の給料・報酬額の改定状況」でございます。
昭和５７年からの改定履歴を掲載しておりますが、平成５年４月１日に現在の額に改定されて以降、据え置かれている状況でございます。

続きまして、資料の８ページをご覧ください。
「一般職における人事院勧告の状況」でございます。
特別職の改定が最後に行われた平成５年以降の人事院勧告の推移となります。右下の欄、令和６年から８年にかけての状況をご覧いただきますと、近年は月例給・特別給ともにプラス勧告が続いており、平成５年からの累積改定率は＋８．９５％、年間支給月数は４．７０月となっている状況でございます。

続きまして、資料の９ページをご覧ください。
「木更津市 財政力指数等の推移」でございます。
平成２４年から令和７年までの主な財政指標の推移を記載しております。
財政力指数は概ね０．８５前後で維持されており、人件費比率や公債費比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましても改善傾向にあり、本市の財政状況は健全性を保っていると言えます。

続きまして、資料の１０ページおよび１１ページをご覧ください。
「消費者物価指数の動向」でございます。
令和２年を１００とした場合の平成５年からの推移でございますが、近年は物価上昇の傾向が顕著であり、令和７年度には全国・千葉市・東京都区部ともに１１０を超え、平成５年度と比較して上昇している状況でございます。

続きまして、資料の１２ページをご覧ください。
「木更津市議会議員の活動状況」でございます。
非常勤職員である市議会議員の過去１０年間の会期日数や本会議・委員会等の開催状況を参考として掲載しております。

続きまして、資料の１３ページおよび１４ページをご覧ください。
「給与・報酬等増減の影響比較表」でございます。
仮に給料や報酬の月額を増額または減額した場合に、地域手当や期末手当を含めた年間給料・年額にどの程度の影響が生じるかを試算した一覧表となっておりますので、ご審議の際の参考資料としてご活用ください。

【資料その２の説明】
続きまして、「資料その２」についてご説明いたします。
こちらは他団体との比較資料となります。

資料その２の１ページをご覧ください。
「全国の類似団体の状況【市長・副市長・教育長】」でございます。
総務省の区分による類似団体（人口１０万人以上１５万人未満・第三次産業比率が高い区分：全５７団体）における比較となります。
木更津市は人口順で１５番目となります。
給料月額で見ますと、市長は９６万円で同率２４位（５７団体中）、副市長は８２万円で同率１５位、教育長は７５万円で同率１１位となっております。

続きまして、２ページをご覧ください。
「全国の類似団体の状況【議長・副議長・議員】」でございます。
報酬月額で見ますと、議長は５３万円で同率４０位、副議長は４７万円で同率３９位、議員は４５万円で同率３３位となっております。

続きまして、３ページをご覧ください。
類似団体の「標準財政規模」および「財政力指数」の一覧でございます。
本市の財政力指数は０．８５で、類似団体５７団体中１５番目に位置しております。
なお、「標準財政規模」とは、地方公共団体（都道府県や市区町村など）が、その行政サービスを提供するために必要となる一般的な財政規模を算定したものです。これは、国からの地方交付税の額を計算する際の基礎となる指標の一つで、地方公共団体がどの程度の収入を標準的に確保できるか、という視点から算出されます。具体的には、地方税収入や地方譲与税など、地方公共団体が通常得られる収入を合算して算定されます。
また、「財政力指数」とは、地方公共団体（都道府県や市区町村など）の財政状況のゆとりを示す指標です。これは、地方公共団体がどれだけ自力で財源を確保できるかを測るもので、この指数が 1.0 を超える場合は、その地方公共団体の収入が一般的な行政サービスを行う上で必要な経費を上回っており、財政的に比較的ゆとりがあると判断されます。逆に 1.0 を下回る場合は、収入が必要な経費に足りていない状況であり、国からの地方交付税交付金が交付されることになります。

続きまして、４ページをご覧ください。
「全国類似団体 一般職の最高給与について」でございます。
一般職員の最高給与（部長級等）とのバランスをご確認いただくための資料で、

本市の一般職最高給与は月額６０万１，５２０円（手当込）で、類似団体中３２位となっております。

続きまして、５ページをご覧ください。
「他団体の財政状況等について（県内）」でございます。
千葉県内３７市における令和６年度予算額や人件費比率、財政力指数などを並べた一覧となります。
本市は人口で１３番目、予算規模や市税収入におきましても県内中位の位置にございます。

最後に、６ページをご覧ください。
「全国類似団体 特別職の手当」でございます。
各自治体における地域手当の支給割合、期末手当の支給月数、役職加算率の一覧でございます。
本市につきましては、期末手当支給月数は４．６５月、役職加算率は１０％となっております。

以上、簡単ではございますが、事務局からの資料説明とさせていただきます。

〇検討にあたり考え方の参考

事務局より、ご審議にあたりまして、判断の参考となる「視点の整理」についてご説明申し上げます。

特別職の給料や議員報酬の額につきましては、資料 2 ページにございますとおり、「他市の状況」「一般職給与の改定状況」「物価推移」などを総合的に勘案していただくこととなっております。

前回の審議会におきましては、「類似団体（他市）との比較」という客観的な視点を一つの大きな柱としてご議論をいただきました。国の通知（資料 5 ページ）におきましても、人口や財政規模が類似する他団体との均衡を重視することが示されております。

一方で、社会情勢に目を向けますと、近年は物価の変動（資料 10・11 ページ）や、一般職給与の改定（資料 8 ページ）といった動きもございます。

一般職につきましては、平成 5 年の前回改定時と比較いたしますと月例給は＋8.95％上昇している一方で、年間支給月数は当時の 5.30 月分から 4.70 月分（令和 8 年）へと推移している状況にございます。

このように、特別職の給与等の妥当性を判断するにあたっては、いくつか異なる視点が存在いたします。

一例としまして、

〇 他都市との均衡・客観的なバランスを最も重視する考え方

〇 近年の物価動向や一般職給与（月例給）の動きなど、近年の社会経済情勢の変化をどこまで反映させるかという考え方

これらの要素をどのように捉え、どの視点を重く反映させて判断すべきかという点も含めまして、委員の皆様に幅広くご審議を賜りたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（参考）諮問事項に対する事務局の考えについて

僭越ながら、諮問事項に対する事務局の考えを共有させていただけたらと思います。

1　市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、現行の額が適正であるか 2　改定が必要な場合は改定後の額及び改定の実施時期について

【市長、副市長、教育長の給料月額について】

近年の深刻な物価高騰や、職員および民間企業における賃上げ潮流を鑑みますと、一定の引上げを検討すべき余地もあると認められます。

しかしながら、他自治体の水準と比較した場合は現行の給料額で概ね適正であること、また、本市においては現在、庁舎建設や吾妻公園整備など、都市基盤の根幹に関わる大型プロジェクトとそれに伴う大規模な財政支出を控えている局面にあることを考慮する必要があります。

そのため、現時点での給料の引上げについては慎重であるべきと考え、今回は現行どおり（据え置き）とすることが適当であると考えております。

【議長、副議長、議員の報酬月額について】

近年の深刻な物価高騰や、民間企業における賃上げ潮流及び全国的に議員のなり手不足等が課題となっていることから、一定の引上げを検討すべき余地もあると認められます。

しかしながら、全国の類似団体と比較すると平均を下回るものの、千葉県内においては概ね適正であることから、今回は現行どおり（据え置き）とすることが適当であると考えております。

仮に引上げの意見があった場合は、答申のなかで付帯意見として、「引上げの意見も出たが、市の財政状況等を鑑み今回は据え置きが妥当と判断した」等の意見を付していただくのがよいと考えております。

3　付帯事項 特別職の報酬等の見直しを定期的に行うにあたり、貴審議会への諮問を行う適切な時期及び頻度について意見を求めます。

（経緯について）

前回答申の付帯意見において、「開催時期等今後の審議会の在り方について検討されたい」との意見をいただいている。市としては前回の審議会から４年経過したこと、コロナ禍の混乱からも脱したことが確認できたことから、前回の諮問時とは社会情勢に変化が生じたものと捉え、諮問に至ったものであります。

（事務局の考えについて）

教育長を除く特別職（市長・副市長）および議員の任期が 4 年であることから、各任期において必ず 1 回は、社会経済情勢や他自治体の動向との整合性を検証する機会を設けることが、定期的かつ適切な見直しにつながると考えます。

次回の諮問時期については、総合的に勘案し、「議員改選から 1 年が経過した時期」が適切であると考えます。

改選から 1 年は経過していること

改選直後の慌ただしい時期や「選挙直後に自らの報酬等を決めるのか」といった市民感情への配慮から、改選後 1 年程度の期間を置くことで、現在の社会情勢や財政状況を冷静に分析・見極めるための検討期間を確保するもの。

	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年
市　長	3 月 31 日～				3 月 31 日～		
副市長	7 月 1 日～				7 月 1 日～		
教育長		4 月 1 日～			4 月 1 日～		
議　員		5 月 1 日～				5 月 1 日～	
備考			吾妻公園文化芸術施設利用開始	駅前庁舎供用開始			

第１回 木更津市特別職報酬等審議会 書面会議 回答様式

会議資料をご覧になり、ご意見をお書きください。

※ 回答スペースが不足する場合は適宜調整をお願いします。

委員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（１）「市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、現行の額が適正であるか」について

（２）改定が必要な場合は改定後の額及び改定の実施時期について

（３）付帯事項　特別職の報酬等の見直しを定期的に行うにあたり、貴審議会への諮問を行う適切な時期及び頻度について

令和８年１０月１３日（火）までにご回答をお願いします。

いただいた回答につきましては、結果を集計し、改めて皆さまにお知らせいたします。

結果の送付方法として郵送を予定しておりますが、メールでもお届けしたいと考えております。つきましては、メールでの送付が可能な方は、以下にメールアドレスをご記入ください。

メールアドレス：

ご協力いただきありがとうございました。